

新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベント・行事の開催基準について

令和2年2月25日
長野県

新型コロナウイルス感染症による感染例が日本国内でも多数報告され、本県でも感染例が発生した状況をふまえ、感染拡大防止の観点から、県主催のイベント・行事に係る開催基準を下記のとおり定める。

記

1 基本的な考え方

- (1) 多数の参加者が集まるイベント・行事は、感染リスクが高いものとして、延期または中止を検討する。特に、参加者が不特定多数に及ぶ場合には、原則、延期または中止とする。

また、参加者が必ずしも多数に及ばなくとも、飲食の提供を目的にするものや、屋内の狭いスペースに長時間とどまるものは、原則、延期または中止とする。

- (2) この時期に開催しなければならず、実施日の変更が困難なもの（卒業式、資格試験など）は、参加者を極力限定するなどした上で、感染防止対策を徹底し、参加者への注意喚起を十分に行って開催する。

2 開催する場合の感染防止対策等

- (1) 開催にあたっては、すべてのイベント・行事において、参加者への手洗い・咳エチケットの推奨、アルコール消毒液の設置、風邪の症状のある方への不参加依頼などを行う。

- (2) 参加者数及び開催時間は、極力必要最小限にとどめることとする。

3 適用期間

この基準は、当面、明日（2月26日）から3週間（3月17日まで）適用することとする。

※ 県が開催する会議等についても、上記に準じて開催を検討することとする。